

## 市長交際費の支出基準

### 1 目的

交際費についての支出基準を定めることによって、行政の透明性の確保と説明責任を果たし、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

### 2 支出の相手方

交際費は、下記に掲げる者に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

- ① 安芸高田市の執行する事務事業について、直接関係のある者
- ② 市政について、功績が顕著である者
- ③ 災害又は事故に遭った者
- ④ その他市長が特に必要と認める者

### 3 支出の区分

交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- ① 儀礼的経費  
お祝い、お見舞い、香典、生花その他、慶弔等に関する経費
- ② 社交的経費  
各種会合等の参加費・会費、その他社交に係る必要経費
- ③ 上記に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

### 4 支出額の基準

交際費の支出基準は、別表によるものとする。ただし、これ以外の場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で別に定めるものとする。

(別表) 交際費の支出基準表

区分	対象者等（適用範囲を含む）	金額
お祝い	叙勲・褒章（市民又は市に縁の者が受賞し、又は祝賀会等が開催される時）	1万円
	就任等お祝いの生花（近隣市町村長・議長、姉妹都市の市町村長・議長、関係協議会等への加盟市町村長・議長）	実費
	落成式	1万円
	総会・祝賀会・行事等へのお祝い	1万円以内
	市政の推進に関する各種団体の大会等	1万円以内
お見舞い	病気見舞（近隣市町村長・議長、姉妹都市の市町村長・議長、関係協議会等への加盟市町村長・議長、市関係団体代表者等）	1万円以内
	災害見舞（火災、災害等）	1万円以内
	災害見舞（他都市への災害等の見舞）	社会通念上、妥当と認められる額
	市議会議員（現職：本人）	1万円
香典・供花等	市議会議員（前・元職：本人）	1万円以内
	近隣市町村長・議長、姉妹都市の市町村長・議長、関係協議会等への加盟市町村長・議長	1万円以内
	市政に功労があったと認められる者	1万円以内
	その他、市長が特に必要と認める者	1万円以内
	会費 会費を必要とする会合等への参加に要する経費（政治家等の個人パーティーは除く）	会費相当額
	市政運営上の必要経費として、市長が特に認めるもの（広告料、土産、その他）	社会通念上、妥当と認められる額
その他		

## 備考

別に消費税(地方消費税を含む。)が課されるものにあつては、表中の執行基準額に、当該額に消費税率(地方消費税率を含む。)を乗じて得た額を加えた額を執行基準額とする。

- この基準は、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- この基準は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。